特定非営利活動法人（NPO）
国際レスキューシステム研究機構

会 計 規 程

平成１４年８月１日制定実施

第１章　総　　則

第１条　（目　　的）
特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構（以下「機構」という。）の会計事務は寄附行為によるもののほか、この規程の定めるところによるものとし、会計及び財務管理に関する基準を確立し、経理の統一的処理を通じて機構の財政状況を把握するとともに、資産の適正な管理を行うことにより機構の効率的な運営を図ることを目的とする。

第２条　（経理の方法）
機構においては、すべての収入及び支出をその発生した事実に基づいて計上し、かつその発生した年度に正しく割り当てるものとする。

第３条　（会計区分）
機構の会計は、一般会計及び特別会計とする。
特別会計は、一般の収入及び支出と区分として経理を処理する必要がある場合にこれを設ける。

第４条　（会計機関）
機構の財務及び会計に関する事務の適正な運営を図るため、会計機関を〔別表１〕のとおり定める。

第２章　予　　算

第５条　（予算の目的）
予算は、明確な事業計画に基づいて資金の調整を計った上で編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

第６条　（統計予算主義）
一事業年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

第７条　（事業計画及び収支予算の作成）
機構の事業計画及び収支予算は、経理区分毎に毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を経て会長が定める。

第８条　（予算の執行）
機構の収入及び支出は予算に基づいて会長がこれを執行する。
会長は予算執行について事務局長に委任し、これを行わせることができる。

第９条　（予備費の計上）
予測しがたい支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上する。

第１０条　（予算の流出及び予備費の使用）
予算の執行上の必要に基づき、会長の承認を得て流用することができる。
予備費の使用にあたっては、会長の承認を得て使用することができる。

第１１条　（短期借入金）
会長は、予算内の支出をするため、一時的な借入をすることができる。

第３章　勘定及び帳簿

第１２条　（勘定科目）
会計整理のため勘定科目を〔別表２〕のとおり定める。

第１３条　（会計帳簿）
機構は、会計に関する帳簿及び伝票を備え、複式簿記の原則にしたがって所要の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。

帳簿の種類は次のとおりとする。

（１）　仕訳帳
（２）　総勘定元帳
（３）　現金出納帳
（４）　預金出納帳
（５）　固定資産台帳
（６）　収支予算の管理に必要な帳簿

第４章　出　　納

第１４条　（金銭の範囲）

この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

・現金とは、通貨、小切手、その他随時に通貨と引き替えることができる証書をいう。
・預金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金及び金銭信託等をいう。

第１５条　（出納の管理）

金銭の出納は銀行に預け入れることとし、これを直接支払に充当してはならない。

・預金証書等は、所定の金庫に保管し、または金融機関に保護預かりしなければならない。
・金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。ただし、銀行振込等の方法により支払を受けた場合で相手方と特約したときはこの限りでない。
・金銭の支払は経理責任者の承認を得た会計伝票に基づいて行い、相手方から領収書を受け取らなければならない。
・銀行振込の方法により支払を行う場合で相手方と特約したときは、振込依頼銀行の発行する領収書をもって領収書に代用することができる。

第１６条　（支出方法の特例）

経費の性質その他業務上、特に必要があると認めるときは資金前渡、概算払又は前金払の方法により支出することができる。

第１７条　（運転資金の運用）
出納責任者は業務上必要な手許現金を除き、金銭はすべて預金により運用しなければならない。

第１８条　（金銭の残高照合）
毎年３月末日には、金融機関の預金残高証明書と帳簿残高を照合しなければならない。
有価証券及び定期預金証書は毎年９月末日並びに３月末日、経理責任者立合いのもとに現物実査を行い、帳簿と照合しなければならない。

第５章　固定資産会計

第１９条　（固定資産会計の目的）
機構の業務運営のため購入する器具備品等の有形固定資産及び電話加入権等の無形固定資産は、機構の基本財産ではないが、一定額以上の物品について固定資産勘定に繰入計上して現物管理しなければならない。

第２０条　（繰入と除却等）
有形固定資産については、取得価格が一定額以上又は一定の耐用年数以上のものを繰入れ計上し、無形固定資産は、取得価格の如何にかかわらず全て計上する。
当機構が取得する固定資産は、その物品又は権利等の使用価値がなくなったときに除却する。

第２１条　（現物の照合）
固定資産の管理者は、常に良好な状態において管理し、毎事業年度一回固定資産管理台帳と現物を照合し、差異又は毀損、滅失がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

第６章　契　　約

第２２条　（契約の方法）
機構の契約は、一般競争入札とする。

第２３条　（随意契約）
契約が次の各号の一に該当するときにおいては、前条の規程にかかわらず随意契約の方法によることができる。

（１）　契約の性質又は目的が競争に適しないとき
（２）　緊急の必要により、競争入札に付することが適しないとき
（３）　競争入札に付することが不利と認められるとき
（４）　時価に比して著しく有利な契約が締結できる見込みがあるとき
（５）　競争入札に付して入札者がないとき、又は再度入札に付して落札者がないとき
（６）　落札者が契約を締結しないとき
（７）　契約に係わる予定価額が少額であるとき
（８）　前各号に規程するもののほか、業務運営上特に必要があると認められるとき

第２４条　（契約書の作成）
契約するときは、契約の目的、金額、履行期限その他契約の履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約、その他契約書に作成する必要がないと認められるときは、契約書の作成を省略し、又はこれに代わるべき書類をもって処理することができる。

第７章　決　　算

第２５条　（計算書類の作成）
機構は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における次の計算書類を作成し、資産、負債及び正味財産並びに収支の諸勘定について所要の整理を行うものとする。

（１）　収支計算書

（２）　正味財産増減計算書
（３）　貸借対照表
（４）　財産目録

第２６条　（事業報告書の作成）
機構は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書を作成しなければならない。
前号の作成を行った後監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

第８章　雑　　則

第２７条　（記録の保存期間）
帳簿、財務諸表及び伝票の保存期間は次のとおりとする。

（１）　帳簿
　　総勘定元帳　　永年
　　その他の会計帳簿　　１０年
（２）　財務諸表
　　決算に関する書類　　永年
（３）　伝票　　５年

保存期間の経過した前項の記録を廃止しようとするときは、会長の稟議決済を得なければならない。

第２８条　（実施細則）
この規程を実施するために必要な事項は会長が定める。

第２９条　（附　　則）
１　この規程は、平成１４年８月１日から施行する。
２（１）　平成１９年３月７日一部変更

別表１　（第４条関係）

会計機関

会 計 機 関	担　当　者
金銭出納職	事務局長
金銭出納者（川崎）	会計事務担当者
金銭出納者（神戸）	会計事務担当者
契約担当職	会　長
財産管理職	会　長
代理契約担当職	事務局長

特定非営利活動法人（NPO）
国際レスキューシステム研究機構

勘 定 科 目

別表２　（第１２条関係）

１．　収支予算書及び収支計算書の科目
（１）　収入の部

科　　目			取扱要領
大 科 目	中 科 目	小 科 目	
事業収入	事業収入	事業収入	
受託事業収入	受託事業収入	受託事業収入	
雑収入	雑収入	利息収入 雑収入	
借入金収入	借入金収入	借入金収入	
寄附金収入	寄附金収入	寄附金収入	
敷金戻り収入	敷金戻り収入	敷金戻り収入	
受入保証金預金取崩収入	受入保証金預金取崩収入	受入保証金預金取崩収入	
特定預金取崩収入	退職給与引当預金取崩収入 減価償却引当預金取崩収入	退職給与引当預金取崩収入 減価償却引当預金取崩収入	

（２） 支出の部

科　　目			取扱要領
大 科 目	中 科 目	小 科 目	
事業費	職員給与	報酬 給料手当 法定福利費 通勤手当 退職金	
	非常勤職員給与	嘱託及び事務補助員給料 法定福利費 通勤手当 退職金	
	事業運営費	福利厚生費 保険料 租税公課 会議費 交際費 支払手数料 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 修繕修理費 印刷製本費 光熱水料 貸借料 諸謝金 雑役務費 支払利息 雑費	

科　　目			取扱要領
大 科 目	中 科 目	小 科 目	
固定資産取得支出	固定資産取得支出	機械装置器具備品	
借入金返済支出	借入金返済支出	借入返済金	
予備費	予備費		
減価償却費	減価償却費	減価償却費	
受託事業費	設備費	機械装置 工具器具備品 装置試作	
	研究職給与	報酬 法定福利費 通勤手当 退職金	
	賃金職員給与	給料手当 法定福利費 通勤手当 退職金	
	運営費	消耗費 電子計算機諸費 国内旅費 外国旅費 修繕修理費 雑役務費	
	その他	光熱水料 会議開催費 印刷製本費 諸謝金	

科　　目			取扱要領
大 科 目	中 科 目	小 科 目	
		通信運搬費 学会参加費 消費税相当額 一般管理費	
	租税公課 一般管理費		

備考：中科目及び小科目については、必要に応じ設定、削除することができる。